



1. 技術文明への不信
2. 「航空機騒音防止法」の改正に思う
3. 人と自然との調和を

1. 現在、われわれの周囲には、公害、石油、物価等いろいろ問題となっている事柄が多いが、そのいずれも根底には技術文明に対する強い不信が渦巻いているように思われる。このことは、技術文明を支配する者たちの在り方に問題があるのではないだろうか。わが国においては、古代の技術集団（仏師、陶工、土木建築技術者ら）を構成した人たちとして、朝鮮、中国からの渡来者が多かったが、これらのテクノクラートは巨大な律令国家の建設、貴族ら支配者の日常生活を支える物資の調達等、古代権力に密着してその体制の維持に大きな役割を担っていた。その後、中世の一時期には技術集団が「座」を形成するということが国家権力が技術を完全に独占するということではなくなった時期もあったが、そのときでさえ両者は保護と利益という形で密着していたし、現在までの多くの時代権力は技術を独占し、体制の維持に奉仕を強要する方針をとってきたといつてよい。明治以後は富国強兵という大義名分のもとに、それが最も強固な形態となり、また、新しい技術による新しい作品は近代主義を象徴するものとしてもはやされてきた。このような技術集団の権力への密着が今日の技術文明に対する不信・疑惑を生み出したとするならば、われわれ技術の一端を担う者として、そのことに対しどのように解答すべきか、また今後どのように処すべきか、一考を要するときではないだろうか。 [J]

2. 3月27日、各社夕刊紙はいっせいに航空機騒音防止法の参院可決・成立を報じた。そしてこれより先の大阪空港訴訟第一審判決とこの法律改正を結びつけ、「航空行政は公共性至上主義から環境重視への転換期を迎えた」としている。

この法律の狙いは、航空機騒音対策の一つの柱となっている空港周辺対策を強力におし進めることであるが、こうした趣旨は、国会上提中の「発電用施設周辺地域整備法案」にも現われている。しかも現在、国鉄新幹線に対し、名古屋地区住民が起している訴訟問題が世の中の広い関心を呼んでいる。この裁判結果はどのようなものになるにせよ、その裁判が新幹線建設における環境対策を進めるための新しい法律へと結びついていく公算は、きわめて大なるものとみてよいと思う。

このような情勢の中に、われわれは正に公共事業全般にわたる「公共性至上主義から環境重視へ」という事態に、法律の枠の中で否応なしに直面させられつつある。

こうした事態は、われわれ土木事業（その大きな部分は公共事業であるが）を進める者にとって予想もされていたことであり、またそれに対応する姿勢を整えてきつつあったと筆者は思うが、この冒頭のニュースを知り、あらためて、公共事業実施における環境対策の必要性を痛感している次第である。 [S]

3. 地価の高騰により、その平面的な利用の不経済性から、高層ビルの林立、空地・緑地の消失が驚くほどの速度で進められていく。効率のよい土地利用に人間によって考え出された自分たちのための知恵であろうが、現在のように生物としての人間の存在を無視して進められる場合、もはや真の知恵とはいえない。舗装によってすっかり覆われた道、コンクリートで固められたオフィス、地面に足のつかないわが家、自然の面影の全く失われてしまった環境の中で、生物である人間の順応力にはやがて限界がくるのではないか。いままでは科学のめざましい向上・進化により、不可能であったことが逐次可能になっていくすばらしさに心をうばわれるあまり、自然との調和がなおざりにされすぎてきたのではないか。

昨今にみられる公共水域の水質汚濁、大気汚染などの例は、このような人間社会と自然との間にひずみが生じた赤信号といえるし、いまや人類は自然から仕打ちを受ける時期にきているともいえる。これまで人類にとって幸せをもたらし、進歩であると疑わなかったあらゆる技術開発も、実は人類の滅亡に力をかけているのではないかと、ふと考えるこのごろである。 [C]

Vol. 59-1月号から3月号までの本欄の執筆は、下記編集委員が担当しました。

J. 河合恂二, S. 河上省吾, C. 中島亨.